

横浜法学会会費規約

本会のそれぞれの会員の年会費は、下記の通りとする。

記

特別会員： 1年 8000円

普通会員： 1年 3000円 2年 5000円 3年 7000円

賛助会員： 個人賛助会員 年1万円

法人賛助会員 年1万円

普通会員会費特別一括納入制度：普通会員で8万円を一括事前納入するものは、事後の会費納入を要しない生涯会員とする。

なお、この会費規約は、平成25年4月1日から施行する。

横浜法学編集規約

制定平成 7年 6月13日評議員会

改正平成 12年 9月26日評議員会

改正平成 14年 4月16日評議員会

改正平成 15年 12月16日評議員会

改正平成 20年 6月16日評議員会

改正平成 25年 1月21日評議員会

横浜法学会会則（以下「会則」という）第4条第1項に定める機関誌「横浜法学」（以下「機関誌」という）の編集は、以下に定めるところによる。

第1 機関誌の内容と発行回数

1 機関誌には、論文、書評および判例研究その他（以下「論文等」という）を掲載するものとする。

2 機関誌は、原則として、年3回発行するものとする。

第2 投稿資格

会則第5条に定める会員は投稿資格を有する。会則第5条第1号に定める特別会員の推薦を受けた者も同様とする。

第3 執筆要領

原稿は横書きで執筆する。

第4 原稿の提出等

1 掲載を希望する論文等の原稿は、持参または書留郵便の方法により下記へ提出すること。提出部数は1部とする。

〒240-8501 横浜市保土ヶ谷区常盤台79-4

横浜国立大学大学院国際社会科学研究院内

横浜法学編集委員会

- 2 共同または分担して執筆した論文等については、執筆者は、提出の際に、編集手続上の代表者（以下「代表者」という）を定めなければならない。
- 3 受領した原稿は掲載の可否にかかわらず、返却しない。

第5 掲載の審査

論文等の掲載は次に定めるところによる。

- 1 掲載の可否は、会則第6条第3号に定める役員から構成される役員会（以下「編集委員会」という）において決する。
- 2 編集委員会は、原稿の量その他に関して、執筆者に対して修正・変更を求めることができる。
- 3 編集委員会は、前2項の決定のために必要があると認めるときは、掲載希望の論文等の内容に関して十分な学識を持つ者の意見を求めることができる。
- 4 編集委員会は掲載の可否を遅滞なく執筆者（共同または分担して執筆した論文等については代表者）に通知するものとする。

第6 機関誌に掲載された論文等について、機関誌の出版及び複写、機関誌のデジタル化及びネットワークでの提供、その他本誌の利活用（保存を含む。）に伴う論文等の利用に係る権利は、横浜法学会に帰属します。

第7 抜刷り

機関誌に掲載された論文等に関しては、執筆者（共同または分担して執筆した論文等については代表者）に抜刷りを50部支給する。

第8 その他機関誌の編集に関して必要な事項は編集委員会において定める。

第9 付則

- 1 この規約は平成7年6月13日から施行する。
- 2 横浜国際経済法学投稿規定は廃止する。

付則

この規約は平成12年9月26日から施行する。

付則

この規約は平成14年4月16日から施行する。

付則

この規約は平成15年12月16日から施行する。

付則

この規約は平成20年6月16日から施行する。

付則

この規約は平成25年4月1日から施行する。

「機関誌『横浜法学』における氏名の欧文表記について」

「横浜法学」編集委員会
2020(R2)年4月1日施行

(横浜法学28巻3号(2020(R2)年3月)に掲載)